

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

開会に先立ちまして、2011年3月11日に発生しました東日本大震災から今年で10年目になります。震災で亡くなられました方々のご冥福を祈り、黙禱をささげます。

黙禱、始め。

（黙 禱）

議 長（川村重光君）

お直りください。

ありがとうございました。

お座りください。

本日の欠席議員を報告いたします。12番、苫米地繁雄君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の12番、苫米地繁雄君から本日、欠席届が提出されておりますので、六戸町議会会議規則第124条の規定により、

1 番 盛 田 嘉 彦 君

を指名いたします。

日程第2 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名について

は、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第3 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました令和3年度予算関係、議案第17号から第23号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫君。

予算特別委員長（杉山茂夫君）

おはようございます。

それでは、予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました令和3年度予算関係の議案第17号 令和3年度六戸町一般会計予算、議案第18号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第19号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第20号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第21号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第22号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を、去る3月9日、10日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議長（川村重光君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第17号から議案第23号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和3年度六戸町一般会計予算、議案第18号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第19号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第20号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第21号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第22号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上7件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(吉田史明君)

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年2月3日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書3ページをご覧ください。

補足説明資料1ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第3号)が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、条例で定めている新型コロナウイルス感染症の定義を改正する必要があることから、課税事務に支障を来さないよう、条例を改正し、専決処分したものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。  
以上で承認第1号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより承認第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。  
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の4ページからになります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により令和3年1月20日、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

6ページをお開きください。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第7号）については、第1条第1項では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,578万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億7,738万1,000円としたものであります。

その内容につきましては、別冊の補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。ご用意願います。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第7号）、薄いやつです。下のほうに令和3年1月20日と日にちが書いてございます。

まず、歳出から説明申し上げます。

5ページをお開きください。

この補正は、高齢者等への新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費と除雪に係る追加経費が主な内容となります。

5ページ上段、2款総務費、1項総務管理費には、新型感染症対策として庁舎の玄関へ設置するサーマルカメラ購入経費155万7,000円を計上。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費では、65歳以上の高齢者等への新型コロナワクチン接種に係る経費として、2目予防費に委託料ほか、項の計で1,258万2,000円を計上。

6ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、除雪業務に係る時間外勤務手当、燃料費、委託料合わせて、項の計で4,164万1,000円を計上しました。

次に、歳入についてですが、3ページに戻ります。

まず、上段及び中段の15款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費への負担金と補助金で、ワクチン接種に係る経費のほぼ全額が国からの財源となります。

下段の19款繰入金につきましては、除雪経費等の財源として4,330万9,000円を財政調整

基金で調整したものであります。

以上で承認第2号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第1号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、議案第1号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書8ページから、補足資料2ページとなります。

変更内容は、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組合同約の別表第1から削除するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書11ページからと補足資料2ページから4ページとなります。

主な変更内容は、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組合規約の別表第1及び別表第2第8号から削除するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)



質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第3号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の14ページからになります。

議案第3号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について説明申し上げます。

補足資料5ページからの新旧対照表も併せてご覧ください。

本案は、十和田市、三沢市との間において、16ページに示したとおり、定住自立圏の形成

について、地方自治法第96条第2項の規定による六戸町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容でございますが、上十三・十和田湖広域定住自立圏の構成市町村である十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町及び秋田県の小坂町の10市町村では平成24年度に定住自立圏形成協定を締結し、圏域の将来像や協定に基づく具体的取組の内容等を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定して、現在、第2次共生ビジョン、全32の事業を連携実施しております。

今回、法律により市町村が取り組むこととされている成年後見制度の利用促進と医療的ケア児支援のための連携推進の2つの取組を追加するものであります。16ページの定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書には、取組の内容と市町村の役割が記載されております。この2つの取組は、高齢化が急速に進むなど、世代構成に大きな変化が生じている中で誰もが権利擁護の支援を受けられることが必要なこと、医療的ケアが必要な障害児の在宅生活を支援する必要があることなど、当圏域においても重要な課題でございます。家庭裁判所の管轄等を踏まえ、おいらせ町と小坂町を除く8市町村において取り組んでいくこととしております。

なお、圏域の構成市町村において同様の手続を進めており、各市町村における議会の議決が得られましたら、今月29日に開催予定の定住自立圏市町村長会議において第2次共生ビジョンを変更し、連携事業を進めていくこととなります。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第4号 六戸町議会委員会条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第4号 六戸町議会委員会条例等の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書17ページからと補足資料7ページ、8ページとなります。

主な変更内容は、六戸町課設置条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、六戸町議会委員会条例、六戸町農業委員会委員選考委員会設置条例並びに六戸町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより議案第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 六戸町議会委員会条例等の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第10 議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書20ページから22ページになります。

併せて、補足資料9ページもご覧ください。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料率を改定するものであります。

その内容は、21ページをお願いいたします。

第2条の改正では、保険料の基準年度を令和3年度から令和5年度の期間に改めるものでございます。

なお、保険料率については、本年度までの第7期介護保険事業計画期間の保険料基準額の所得段階第5段階の年額9万3,120円、月額にしますと7,760円と同額で据え置くために、金額についての改正はございません。

続いて、第3条の改正では、普通徴収の納期について、これまで7月から1月末までの7期としていたものを、1期追加いたしまして7月から2月末までの8期とするものでございます。

附則については、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書23ページから29ページになります。

併せて、補足資料11ページもご覧ください。

それでは、改正の内容でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、24ページをお開きください。

第3条の改正では、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制の整備及び研修の実施について規定するものでございます。

25ページになります。

17条以降の改正では、事業所において行われる会議などでテレビ電話等の活用ができるよ

う規定するものでございます。

26ページになります。

23条の改正では、従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化について規定するものでございます。

次の23条の2の改正では、感染症や非常災害時の業務継続計画の策定について規定するものでございます。

飛びまして、28ページになります。

35条の改正では、書面での提出が規定されているものを、書面に代えて電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第7号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

議案第7号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書は30ページから56ページになります。

併せて、補足資料16ページもご覧ください。

改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

主な内容といたしましては、31ページをお願いいたします。

第3条の改正では、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制の整備及び研修の実施について規定するものです。

32ページになります。

中ほどの第32条の改正では、従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化について規定するものです。

次のページ、33ページになります。

32条の2の改正では、感染症や非常災害時の業務継続計画の策定について規定するものです。

33条以降の改正では、事業所において行われる委員会や協議会などでテレビ電話等の活用ができるよう規定するものです。



大分飛びますが、51ページになります。

第191条の改正では、入所者の状態に応じた栄養や口腔衛生の管理を行うよう規定するものでございます。

55ページになります。

こちら、231条の改正では、書面での提出が規定されているものを、書面に代えて電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書57ページから64ページになります。

併せて、補足資料48ページもご覧ください。

改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、59ページをお願いいたします。

第2条の改正では、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制の整備及び研修の実施について規定するものでございます。

次のページ、60ページになります。

19条の改正では、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化について規定するものです。

次の19条の2の改正では、感染症や非常災害時の業務継続計画の策定について規定するものでございます。

次のページ、61ページになります。

第21条以降の改正では、事業所において行われる会議などでテレビ電話等を活用できるように規定するものでございます。

63ページになります。

第34条の改正では、書面での提出が規定されているものを、書面に代えて電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。

附則については、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書65ページから79ページになります。

併せて、補足資料52ページもご覧ください。

改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、67ページをお願いいたします。

第3条の改正では、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制の整備及び研修の実施について規定するものでございます。

69ページになります。

第28条の改正では、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化について規定するものでございます。

第28条の2の改正では、感染症や非常災害時の業務継続計画の策定について規定するものでございます。

70ページになります。

第31条以降の改正では、事業所において行われる委員会や協議会などでテレビ電話等の活用ができるよう規定するものでございます。

飛びまして、78ページになります。

第91条の改正では、書面での提出が規定されているものを、書面に代えて電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。

附則については、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時43分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第15 議案第10号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案第10号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

議案書の80ページからになります。

まず、第1条になります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に2,188万8,000円を追加し、予算総額をそれぞれ71億9,926万9,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は翌年度へ繰り越して使用する経費を定めるものであり、その内容については86ページからの第2表のとおりとなります。新型コロナウイルス感染症対応事業を主なものとして、全部で13の事業となっております。

第3条の債務負担行為の補正については、87ページ下段の第3表のとおり、追加が2件でございます。

第4条、地方債の補正については、88ページ第4表のとおり、減収補てん債の追加と起債事業のうち2つの事業について事業費の精査等により限度額を変更するものであります。

それでは、今回の補正の概要を補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を迎え、事業費等の確定や見込額の精査による補正が主なものとなりますので、補正額の大きいもの、また新たに追加計上されるものを中心に説明させていただきます。

最初に、歳入の主な項目について説明いたします。

1 款町税については、収入見込額の精査により所要額を計上しておりますが、上段、1 項

町民税では、1目個人については少し増額となるものの、2目法人は減額の見通しとなります。これは新型コロナウイルス感染症の影響による事業収益の減少に伴うもので、項の計では196万円の減額計上となります。

4ページにまいります。

上段、5項入湯税につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で入湯客が減少したことから、840万円の大幅な減額となります。

10款地方特例交付金から5ページ中段の14款使用料及び手数料につきましても、交付額の確定や見込額の精査によりそれぞれ所要額を計上しております。

5ページ下段から8ページにわたっての15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出における事業費との関連から、補助額や交付額の確定によりそれぞれ補正計上しておりますが、6ページをお開きください。

中段の15款国庫支出金、2項国庫補助金の3目教育費国庫補助金に1節小学校費補助金140万円と2節中学校費補助金80万円を追加計上、これは、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入等を支援する目的で、事業費の2分の1が国から補助されるものでございます。同じく5目総務費国庫補助金になりますが、一番下の5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2月の国からの3次配分を受けての補正であり、項の計では1億6,227万9,000円の増額計上となります。

9ページにまいります。

上段の17款財産収入、2項財産売却収入では、旧館野住宅跡地を公売に付しましたところ3筆のうち2筆が売却の運びとなったこと等により、普通財産土地売却収入として260万1,000円を追加計上しております。

次に、下段の19款繰入金につきましては、主に歳入歳出収支の財源調整であり、財政調整基金、減債基金ほか、項の計で1億229万1,000円の減額計上となります。

11ページになります。

22款町債ですが、まず1目農林水産債は、農業農村事業の事業費確定により減額、3目教育福祉施設等整備事業債は、大曲小学校高圧受電設備改修事業について内容精査の必要性から令和2年度での実施を見送ったこと等により減額、5目減収補てん債3,570万円の追加計上につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で町税等の減収分を補填するために認められた町債でございます。項の計では720万円の減額計上となります。

次に、歳出について申し上げます。

13ページからになります。

歳出につきましては、人件費を含めた全般にわたり事業費等の確定や見込額精査により所要額を計上したほか、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の3次配分を受けてのコロナ対応経費等を新規に追加計上し、併せて財源調整を行いました。

まず、13ページからの2款総務費、1項総務管理費になります。

14ページに移って、下段のほうになりますが、5目財産管理費の25節積立金に、今後の備えとして学校建設基金への積立金8,000万円を追加計上。7目企画費になりますが、15ページの19節、補助金に、補助額の決定により、地域幹線系統確保維持費補助金と域内生活交通路線維持費補助金、合わせて215万9,000円を追加計上。下段から16ページにわたっての新型コロナウイルス感染症対策事業費には、去る2月16日の全員協議会で説明しておりますように、コロナ対応への追加事業として、スクールバス購入、スマホ収納対応事業、プレミアム付商品券発行支援事業補助、小・中学校トイレ等自動水栓化事業、そして新型コロナウイルス感染症予防対策設備等整備費補助の5つの事業に係る経費を新規計上し、16ページ一番下になります項の計では2億388万6,000円の増額計上となります。

次に、19ページになります。

19ページ上段の3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費では、20節扶助費の減額ほかで、項の計では4,867万5,000円の減額となります。

同じく19ページ下段、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費と、20ページに移って、2目児童措置費ともに主に扶助費の減額で、項の計では1,597万8,000円の減額となります。

次に、下段の4款衛生費、1項保健衛生費では、21ページ上段、7目診療所費の28節、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の増額ほかで、項の計で717万1,000円の増額となります。

同じく21ページ中段の2項清掃費では、1目清掃費の十和田地域広域事務組合清掃特別会計への負担金の減額と2目下水処理費の浄化槽設置整備費補助金の減額ほかで、項の計では1,960万1,000円の減額となります。

次に、22ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費では、下段の3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金、23ページ上段に移って、多面的機能支払交付金の減額、中段の6目農村整備費の19節と22節における減額ほかで、項の計では2,401万4,000円の減額となります。

24ページになります。



中段からの7款商工費、1項商工費では、各種事業やイベントの中止、あるいは縮小等による減額ほかで、項の計では683万8,000円の減額となります。

25ページ中段です。

8款土木費、2項道路橋りょう費になります。一番下の3目道路新設改良費に委託料77万円を増額しておりますが、ほとんどが事業費の確定による減額となることから、26ページに移って、項の計では1,002万円の減額となります。

次に、10款教育費になります。

28ページです。

中段の2項小学校費になります。1目学校管理費では、新型コロナウイルス感染症予防のための学校保健特別対策事業による消耗品費と備品購入費を追加計上。また、3目学校建設費では、大曲小学校高圧受電設備改修工事については設計内容の精査の必要性から実施を見送ったことによる減額計上で、項の計では4,165万9,000円の減額となります。

29ページ、3項中学校費になります。1目学校管理費及び2目教育振興費に、先ほどの小学校費と同様、学校保健特別対策事業による消耗品費と備品購入費を追加計上。3目学校建設費では、七百中学校特別支援室改修工事の支出残を減額計上し、項の計では618万円の減額となります。

30ページにまいります。

4項社会教育費は、ほとんどが見込額精査による減額であり、31ページ一番下の項の計で465万5,000円の減額となります。

32ページ、同じく教育費の5項保健体育費につきましても、見込額精査等による減額が主であり、33ページ中段の項の計は398万1,000円の減額となります。

以上で議案第10号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1番、盛田嘉彦君。

1番（盛田嘉彦君）

議案書86ページ、繰越明許費、六戸町立小・中学校情報機器整備事業についてご質問をい

たします。

これは、年度内に配る予定だったタブレットが多分納品がなされていないということなんですけれども、こちら納品のめどは立っているんでしょうか。

議長 長（川村重光君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案書の86ページの第2表、繰越明許費の中に記載しております六戸町立小・中学校情報機器整備事業につきましてご説明したいと思います。

六戸町立小・中学校情報機器整備事業は、文部科学省が示しましたGIGAスクール構想の加速による学びの保障として1人1台端末の早期整備を行うため、令和2年度の9月補正予算へ計上して準備を進めてきているものでございます。

補正予算での事業実施となったこともありますが、全国の自治体が一斉に準備を進めているため、機材の納入期限につきましては、どの自治体も年度末のぎりぎりの状況かと勘案しております。当町においても同様であります。3月末で全ての業務を完了することが難しいということから、令和3年度へ繰越しするものでございます。

しかしながら、端末、iPadでございますけれども、については今月に入り順次納入してきている状況にありますので、その都度、保護フィルムやカバーをセットし、授業で使用するソフトウェアをインストールし、児童生徒、また教職員が使用できる環境を整えております。その作業が全て終了する5月上旬の後には各学校へ配付し、授業で活用できるよう進めてまいりたいと考えておりますということで、5月中には全学校に配備する予定になっております。

以上です。

議長 長（川村重光君）

1番、盛田嘉彦君。

1番（盛田嘉彦君）

そうですね、iPad以外であればすぐにでも納品可能ではあると思うんですけれども、

i P a dにはこだわっていくということなんですね。分かりました。

5月であればあれなんですからけれども、他校との格差が生じないように、うまくG I G Aスクールのほうを調整していただければと思います。

質問は以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。

そのほかありませんか。

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

16ページ、プレミアム商品券の第2期の事業をいつ実施するのか。

議 長（川村重光君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

第2期の販売時期についてなんですが、今現在、予定しておるのは、夏、お盆の時期と年末の時期に、12月の今年度行った時期あたりの2回を予定しております。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和2年度六戸町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第11号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第11号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

議案書89ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,981万5,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の41ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国保税等の見込額の精査及び新型感染症予防対策経費の計上により増額するものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税は、見込額の精査により、項の計で367万円を増額計上いたしました。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金等の確定による繰入金の増額と、4 行目になりますが、新型感染症一般予防対策繰入金211万2,000円の計上により、項の計で670万1,000円を増額計上いたしました。

42ページをご覧ください。

同じく2 項基金繰入金は、国民健康保険事業基金からの繰入金を941万9,000円減額し、2,078万7,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

43ページをご覧ください。中段になります。

1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費の11節需用費に、スマートフォンによる納付システム導入のためのテスト用納付書印刷経費として211万2,000円を計上いたしました。

下段の3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分は、財源内訳の変更であります。以上で議案第11号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時14分）

議 長（川村重光君）

ここで、休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 議案第12号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第12号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明い

たします。

議案書93ページからになります。

まず、第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,563万9,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであり、その内容につきましては、96ページ、第2表のとおり、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事事業について繰越しするものであります。

第3条の地方債の補正については、96ページ、第3表のとおり、下水道事業債の限度額を変更するものであります。

それでは、今回の補正の概要を、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

49ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、公共下水道使用料滞納繰越分の精査により21万7,000円を増額計上いたしました。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、維持管理経費等の減額により一般会計繰入金を159万4,000円減額計上いたしました。

50ページをお開き願います。

8款町債、1項町債には、流域下水道事業建設負担金の減額による流域下水道事業債40万円を減額計上いたしました。

51ページをご覧願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、マンホールポンプの修繕や処理場の汚泥引き抜き手数料の増額のほか、マンホール蓋高さ調整工事の執行残について減額し、項の計で101万1,000円を減額計上いたしました。

2項建設事業費、1目建設費の13節委託料は、小松ヶ丘処理区流域下水道接続詳細設計業務の執行残145万6,000円を減額し、15節工事請負費に増額し、組替え計上いたしました。

52ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金は、県の馬淵川流域下水道事業の建設負担金の減額に伴い38万1,000円を減額計上し、項の計で73万3,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第13号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。



建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第13号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書97ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,536万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

57ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料滞納繰越分の精査により1万5,000円を増額計上いたしました。

同じく2項手数料では、工事検査手数料6,000円を増額計上いたしました。

4款繰入金、1項他会計繰入金では、施設維持管理経費の工事請負費等の減額により一般会計繰入金を166万8,000円減額計上いたしました。

58ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、マンホールポンプの修繕増額のほか、マンホール蓋高さ調整工事等の執行残について減額し、項の計で164万7,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第14号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第14号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

議案書99ページをお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から7,951万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,709万5,000円とするものでございます。

内容については、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

59ページから72ページになります。

今回の補正は、介護給付費の年度内見込額の変更による補正が主なものでございます。

最初に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

61ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料では、1目第1号被保険者保険料において、保険料の精査により419万7,000円を減額計上いたしました。

62ページをお開きください。

5款国庫支出金から9款の繰入金までは、保険給付との関連において調整したものでございます。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

65ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費等の精査や介護保険指定機関等の管理システム改修の追加により、項の計で778万8,000円を減額計上いたしました。

66ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、67ページの上段、6項特定入所者介護サービス等費までについては、各サービス給付費において、実績を基に年度内の見込額を見直したことにより補正するものでございます。

67ページの中段、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金では、事業運用益の減を見込み、782万9,000円を減額計上しました。

下段、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費から、69ページ、3項包括的支援事業・任意事業費までについては、サービス等の実績見込みによりそれぞれ増減額しております。

以上で議案第14号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第15号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第15号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書102ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,441万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,700万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の75ページをご覧ください。

今回の補正予算は、広域連合負担金の確定により減額するものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料は、見込額の精査により、項の計で1,201万5,000円を減額計上いたしました。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金等の確定により、項の計で281万3,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

77ページをご覧ください。中段になります。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金は、保険料負担分などの金額が確定したことにより1,392万8,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第16号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田英輔君)

議案第16号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,945万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,210万8,000円とするものでございます。

款、項の区分ごとの金額につきましては第1表により、地方債の変更につきましては第2表によるものでございます。

主なものにつきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

83ページをお開き願います。

1 款診療収入は、収入見込額の精査により3,612万5,000円を減額計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、収入見込額の精査により104万円を減額計上いたしました。

3 款県支出金は、電源立地地域対策交付金の確定により615万3,000円を増額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

5款繰入金は、診療収入等の減少により、一般会計繰入金を779万3,000円増額計上いたしました。

7款町債は、事業費の確定により599万円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

85ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費では、1目一般管理費、11節需用費に消防設備等の修繕料として11万3,000円を計上。15節工事請負費に雨どい融雪ヒーター取付工事ほかを追加し、2目新型感染症対策事業費、18節備品購入費に簡易リーダー撮影台及び移動式陰圧空気清浄機付属品を追加したほか、工事の執行残や支出見込額の精査による減額により、項の計で1,442万7,000円を減額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

2款医業費、1項医業費では、1目医療用機械器具費、18節備品購入費に分包機カセット及び動脈硬化診断システム用カラープリンタを追加したほか、支出見込額の精査による減額により、項の計で1,504万7,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1番、盛田嘉彦君。

1番（盛田嘉彦君）

では、補正予算に関する説明書83ページ、1款診療収入、1項診療報酬、診療報酬についてご質問いたします。

診療報酬3,612万5,000円減になっているんですけども、その原因は何だというふうにお考えでしょうか。

議長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

例年、3%から7%、自然に周辺地域の人口減により患者数が減っていくということもあるんですが、今年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えですとか、新型コロナウイルスの感染症対策として診療所では感染リスクを伴う検査等を休止してございまして、その辺の収入減によるものが原因と考えております。

以上です。

議長（川村重光君）

1番、盛田嘉彦君。

1番（盛田嘉彦君）

では、今後の診療報酬を確保するためにはどのようにお考えになっていますか。

議長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

お答えいたします。

具体的な案というのは現在のところないんですが、基本的には、青森県地域医療構想でこの地域、上十三地域なんですが、人口の減少ですとか病床数が多い状況にあると。また、大きな病院、十和田と三沢がまず併存している地域であるという現状からすれば、診療所の機能強化を図って患者数をどんどん増やしていくというのは難しい状況なのかなと考えております。

そこで、機能分担により、まず診療所は初期診療だったり慢性の継続的な診療を行っていきまして、専門的な検査ですとか入院等が必要な場合は大きな病院を紹介するなど、かかりつけ医としての機能の充実を図っていったほうがいいんじゃないかと考えております。

その上で、住民にとってよりよい医療機関として安定的な経営という部分を考えて、どうやって収入を増やしていけるのかとか、収入を減らすことだけじゃなくて経営の収支均衡



ということからすると歳出を減らすことも考えられますので、その部分を検討していきたいなど考えております。

ちょっと具体的にお示しできなくて申し訳ありませんが、そういう現状であります。

議 長（川村重光君）

1 番、盛田嘉彦君。

1 番（盛田嘉彦君）

今議会で種市議員が一般質問において質問した時点で、町からの持ち出しが2億円ということでした。私、それ自体にすごくショックを受けていまして、コロナのせいにするというのはもう簡単なことですよね。ただ、民間の企業というのが本当にその中であってかなりもがいておりますし、本当に踏ん張っているという状態なんです。せつかく専門医を配置しているということもありますので、かなりの緊張感を持って、働いている方の意識改革であるとか、やっぱり経営改革というのを進めていってもらわなければ、かなり現状は厳しいというふうには思っております。その辺をちょっとずつ考えていってもらえればというふうには思っております。

議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご質問にありましたとおり、先般の一般質問にもお答えしましたとおりでして、今の六戸町の診療所の経営内容におきましては、はっきり申し上げて大変な状況でございます。こういう状態であるということを私自身も申し訳なく思いますけれども、果たして今後どうであるかということは抜本的な部分を考えなくちゃいけないと。専門医にいていただくということは、はっきり申し上げまして、今までの概念ではなく、客観的状況の中で六戸町の医療をどのようにしておくことがベストであるか、それを早々考えなくてはならないと。

ただ、先般もお話いたしました、そのさなかにあつてこのようなコロナ感染症のことがありまして、医師及び看護師、そういう方々がいらっしやらなければ対応できないというような状況もあります。一気に今、改善するというものはやれないことではありませんが、果

たして厳しい状況であったら町民のために医療としていいのかどうなのかと考えまして、今のところはこの厳しい状況がある程度は、認めはしませんが、よくないとは思いつつ維持しているというところでございまして、今後においては、落ち着きましたら、これを大きく議会の皆さんやいろんな方々に相談しながら、在り方について考えていかなければならない事案だというふうに捉えております。

議 長（川村重光君）

いいですか。

そのほかございませんか。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

診療収入よりも繰入金、それらのものが勝るという現状を考えたときに、片方には町民の医療を確保していかなければならないという現実があるわけであります。

1つだけお尋ねしたいんですけれども、事あるたびに意識改革とか、そういうような非常に言葉の響きがいいことをおっしゃるわけでありますけれども、具体的にどのような意識改革をするのか、またはしなければならないのかというようなことをお尋ねしたいと思うんです。

それから、もう一つ、町長の診療所に対する答弁を聞いておりますと、非常に不安を覚えるときが私はあります。いわゆる医療機関を存続させていかなければならないと私は思うんですが、ともすればというふうな考え方が心の中にあるのか、そここのところを、診療所の問題というようなものを、この答弁を聞いておりますと、もしかしたら廃止という考え方もあるのではないのかなというような、そういうようなことにや聞こえるときがあるんですが、その辺の確認をしたいと思うんです。この2つについて。

まず、具体的に意識改革、響きのいい言葉、どういうふうな意識改革をしようとしているのか、しなければならないのか、お願いします。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

意識改革ということなんですが、今年度、取り組んできたものとししますと、まずは診療所の全職員がまず同じ方向を向かなければ改善につながらないということで、まずは財政状況の共有化とか意識の共有化とかを図って取り組みましょうということで、毎月の定例の会議のときには具体的な数値を示して、全職員がそういう認識で取り組むという体制を取ってございます。

以上です。

議長（川村重光君）

町長。

町長（吉田 豊君）

基本的には、現状認識ということが一番大切なことだなというふうに思っております。六戸町の医療というよりも公的病院という形でいいのかどうなのかと、病院、診療所、それらのことも一つの考え方としてあろうかというふうに思います。今、どうこうしますという考えを持ち合わせておりませんが、スクラップ・アンド・ビルドというのがありますが、一旦はがつんと結論を出して、そして現状に合わせて医療機関を。私は、公の自治体には、かかりつけ医というような形の中で町民が最も身近に来てくれている医院、それが公的なものであったりそうじゃないものであっても、確実にその連携というような、持てるような医療機関というものが存在するほうがベストだろうというふうに思っております。

今、公という中であって、医師のことであったりいろんな管理上のことであったり、はっきり申し上げて、一般の病院から見たら相当経費がかかり過ぎている面もあるのかなというふうに思います。私は、そのような時期が来て考えていけば、しっかりと住民に密着した、より地域医療としてのものも十分にできるというふうに思っております。ただ、今、現状を否定というわけにはいきませんので、まず現状を認識し、そして将来における地域医療という部分を確固たるものとして、新たな時代に即しながら合わせてつくり上げていくということが大切ではないのかなというふうに思っているところでございます。

今、このような状況ですので、それを強引に進めようとは思っておりません。まず、こういう感染症のことやいろいろな中で今、持ち得ている医療技術、医療提供できる環境で、まずそれを防ぐということに全力を投入せざるを得ないなというふうに思っておりますので、

今、具体的にどうこうをするというふうには申し上げられないことを、申し訳ないんですが、ご理解賜りたいというふうに思います。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

少し安心をしたようなところがあるんですが、私は公的な施設、病院もそうでありましてけれども、これは赤字になって当たり前のことだというふうに考えているんです。例えば、病院のみならず、いわゆる黒字化をするための病院ではないわけでありまして、あくまでも町民の医療を確保するための診療所なわけでありまして、ですからそもそも当初から黒字経営をするというふうになってきますと、これ考え方がそもそもおかしい次元で考えるわけですから、ですから、ただ繰入金で1億円を超える金額が高いのか安いのかというふうになってくると、これはまた別な話になるわけでありましてけれども、公的な施設というようなものは当然、仮に道路を1本新設しましても、維持はしなければならない、管理はかかるわというふうにかかるんです。病院だって同じなんですね。

ですから、経営という角度から考えますと、これは赤字だからよろしくないというふうな考え方というふうなものは、私はなじまないような感じがするんです。何とか今後も経営改善等をしながら、存続に向けて意識改革をしながらよろしくお願ひしたいというふうにご考えております。

議 長（川村重光君）

答弁を求めますか。

町長。

町 長（吉田 豊君）

おっしゃるとおりでして、赤字であれば駄目という、単純に算術の計算で済むものではないことは、地域医療に関しては特にそう思っております。

私どもが今、申し上げておりますのは、経営内容の問題ばかりじゃなくて、将来を見越しながら考えたときに、医療、診療所としての施設等いろんな状況を考えたとき、それからまた

それを取り巻く、先ほど事務長が言いました広域的な医療構想の中における、全然これは進んでおりません。私どもとしては、もっとリンクしてやらなければ、青森県の医療はもう最低だと思っています。全然進んでいない。その中でのやり取りの中で、みんなバランスを取ってやっていかなきゃない、そういう環境もあります。または、建物自体が古いというものもあります。それらのことを踏まえて総合的なものから見て、先ほどのようなお話をさせていただいたということをございまして、医療に関しては、黒字でなくてはいけないというふうには思っておりません。やはり、それはある程度あっても、みんなでもってそういう機関というものを存続させ、町民がみんな安心してそこにかかりつけ医で来てくれるならいいなと。

六戸の中には、先ほど事務長からのお話がありましたように、実際に町立の診療所が必要だという声がたくさんあります。ただ、では実際のかかりつけ医がどうなのかといいますと、それぞれ周辺の病院に行かれたりいろんなことをやっている方が多いというのも、また六戸の特徴でもあります。ですから、できるだけ六戸の診療所を活用していただければ本当はありがたいのでありますが、しゃべるんですけれども来ないというような現実も存在しますので、将来はもっと身近で自分の健康管理における相談をする診療所、医師がいるというような環境になるようなところに切り替えていけるときが来ればいいなというふうに思っている次第でございます。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 発議第1号 「学校給食の無償化」をもとめる意見書提出についてを議題といたします。

提出者であります杉山茂夫総務常任委員長から、提案理由の説明を求めます。

5番、杉山茂夫君。

5番（杉山茂夫君）

それでは、「学校給食の無償化」をもとめる意見書提出について提案理由を申し上げます。

貧困と格差が広がる中、学校給食費の無償化を実施している自治体が数多くあり、青森県内でも、補助をしている自治体を含め、21市町村が行っております。

学校給食は、食教育の生きた教材、食の教科書として学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられており、公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められております。

子供たちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子供たち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子供たちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められております。

このことから、国においては子供たちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を

果たすことを踏まえ、子供たち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子供たちの健やかな発達を保障するためにも、国に対して給食の無償化に取り組むよう強く要望することを求めていただきたく、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議 長（川村重光君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号「学校給食の無償化」をもとめる意見書提出については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、杉山茂夫君、産業民生常任委員会委員長、久田伸一君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は令和3年3月議会定例会終了後から、令和4年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会(午前11時54分)